



# 税務ポイント

## (会社の税務 よろず相談室<sup>201</sup>) 相続・贈与税関係

### 法人版事業承継税制・特例措置について

Q. 法人版事業承継税制・特例措置について活用ポイント等を教えてください。

A. 中小企業者の円滑な事業承継を支援するため、法人の場合、非上場会社の株式に係る相続税、贈与税の納税が猶予及び免除される法人版事業承継税制があり、平成30年度税制改正で抜本的に拡充されました。

1. 事前に「特例承継計画」の提出が必要です。

平成30年4月1日から令和8年3月31日までに都道府県〔長野県の場合は、産業労働部 経営・創業支援課 創業・承継支援係 (026-235-7194)〕に提出してください。

(様式は中小企業庁ホームページに掲載)

2. 10年間限定の特例措置です。

特例承継計画を提出した事業者で、平成30年1月1日から令和9年12月31日までに、贈与・相続により会社の株式を取得した経営者が対象になります。

#### 特例措置のポイント

1. 対象株式数の上限を撤廃し、猶予割合を100%に拡大することで、承継する株式にかかる贈与税・相続税のすべてが納税猶予の対象となりました。

2. これまでは、先代経営者一人から後継者一人への贈与・相続のみが対象でしたが、特例措置では、親族外を含むすべての株主から、代表者である後継者(最大3人)への贈与・相続が対象になりました。

3. 雇用要件(事業承継後5年間平均で、雇用の8割の維持が必要)を抜本的に見直すことにより、雇用維持要件を満たせなかった場合でも納税猶予が継続可能になりました。

※経営悪化等が理由の場合、認定支援機関の指導助言が必要です。

4. 将来、事業を売却・廃業する際に株価が下落していた場合には、その株価を基に納税額を再計算し、事業承継時の株価を基に計算された納税額との差額を減免することで、経営環境の変化による将来の不

安を軽減します。

#### 贈与税の納税猶予制度について

後継者が贈与により取得した株式等(ただし、議決権を行使することができない株式を除きます。)に係る贈与税の100%が猶予されます。

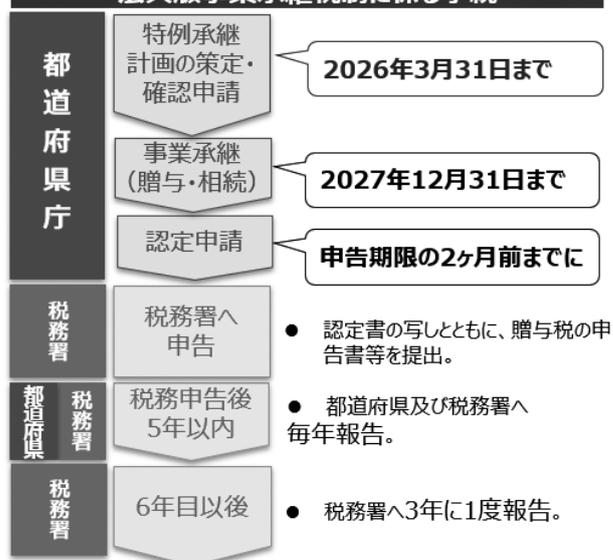
本制度の適用を受けるためには、経営承継円滑化法に基づく都道府県知事の「認定」を受け、報告期間中(原則として贈与税の申告期限から5年間)は代表者として経営を行う等の要件を満たす必要があり、その後は、後継者が対象株式等を継続保有すること等が求められます。また、後継者が死亡した等の一定の場合には、猶予された贈与税が免除されます。

#### 相続税の納税猶予制度について

後継者が相続又は遺贈(死因贈与を含みます。)により取得した株式等(ただし、議決権を行使することができない株式を除きます。)に係る相続税の100%が猶予されます。

本制度の適用を受けるためには、経営承継円滑化法に基づく都道府県知事の「認定」を受け、報告期間中(原則として相続税の申告期限から5年間)は代表者として経営を行う等の要件を満たす必要があり、その後は、後継者が対象株式等を継続保有すること等が求められます。また、後継者が死亡した等の一定の場合には、猶予された相続税が免除されます。

#### 法人版事業承継税制に係る手続



(税制委員会：壺秀行、大池明、北澤剛 グループ稿)

(監修：関東信越税理士会 松本支部)

# 令和6年度「税を考える週間」関連事業報告

11月11日から17日にかけて全国で行われた「税を考える週間」にあわせ、当会でも様々な取組が行われました。

## ○松本税務署長講演会開催（松本間税会・松本法人会共催）

11月5日(火)、松本税務署長の松本守幸氏を講師にお迎えし松本税務署長講演会を開催しました。（松本間税会との共催事業）

当日は「税務行政の課題と取組」というテーマで、税務行政の将来像（DXの推進）に向けた取組などについてわかりやすくお話をさせていただき、参加された皆さん熱心に耳を傾けておられました。



松本税務署長の松本守幸氏

## ○令和6年度時局講演会開催

前大阪府知事・前大阪市長 松井 一郎 氏 講演会  
『組織を束ねる力』

（関東信越税理士会松本支部、松本法人会共催）

11月13日(水)、本年度の時局講演会をホテルブエナビスタにて開催いたしました。講師に前大阪府知事・前大阪市長の松井一郎さんをお招きし『組織を束ねる力』というテーマでお話を伺いました。



松井一郎氏



講演では講師の松井氏が大阪府、大阪市内で行われた行財政改革の体験を基に、物事や組織を変えていくためには先頭に立つ自らが身を切る姿勢、ゆるぎない信念を示し続けていくことが大切であると熱くお話をいただきました。大勢のご来場、誠にありがとうございました。

## ○女性部主催「税に関する絵はがきコンクール」応募作品がアイシティで開催された『税金展』で展示されました♪

山形村のショッピングセンター アイシティ21で、税を考える週間期間中に開催された『税金展』にて、当会女性部が取り組み続ける「税に関する絵はがきコンクール」に寄せられた絵はがき作品が展示され、会場に彩りを添えました。



会場を彩った「税に関する絵はがき作品」

「税に関する絵はがきコンクール」は、小学生を対象に、税金の正しい知識と仕組みを伝えるために開催される「租税教室」に参加してもらった児童に、授業で学んだことを1枚の絵はがきに描いてもらう取り組みです。児童たちが税金について学び、感じたことが素直に描かれた作品はどれも素晴らしいものばかりでした。

## ○令和6年度税務署長納税表彰式が執り行われました

11月14日(木)、松本税務署にて本年度の税務署長納税表彰式が行われ当会から2名が受表彰されました。受表彰者の皆様、誠におめでとうございます。

### ◎税務署長納税表彰 受表彰者

- 上條 敏昭 氏（副会長・厚生委員長）
- 渡辺くに子 氏（常任理事・女性部長・厚生副委員長）



受表彰された  
上條副会長（前列左2人目）、  
渡辺女性部長（前列右2人目）

また、11月15日(金)には、県税功労者知事感謝状伝達式が執り行われ、当会から次の方々が受賞されました。

### ◎県税功労者県知事感謝状 受表彰者

- 菅澤 一隆 氏（副会長・穂高部会長）
- 中野美知子 氏（理事・女性部副部長）
- 浅川 琢夫 氏（常任理事・広報副委員長）

# いいね！ふるさと！

## 『安曇野市のお米』 ～収穫量 長野県内第1位～

日本人のほとんどが毎日主食として食べているお米。この空気のように、身近にありすぎて普段はありがたみもあまり感じないお米が最近脚光を浴びているようです。様々な原因があるようですが、気候や流通の関係で「お米不足」が発生しているとのこと。そして身近であったお米の価格高騰や店頭での品不足が社会問題にまで発展していることをマスコミが喧伝している状況の様です。

然しながらこのお米、実は安曇野の収穫量は長野県

内でも1位を堅持し、米不足といわれる今日でも1等米の割合は全国でもトップクラスの成績を収めるほどの優秀な穀倉地帯であります。安曇野市で作られているお米の品種は、「コシヒカリ」や「風さやか」が中心ですが、非常に評価の高い品質を誇っているようです。現在のこの輝かしい評価はお米づくりに携わっている方々の努力の賜物ですが、先月号の「いいね！ふるさと！」にて掲載された「拾ヶ堰」等の農業用水路の開墾が大きく関わっているようです。これらの農業用水路のかんがい施設のおかげで水量や水温調節が可能となり、現在の県内有数の穀倉地域に成長したようです。先人の努力を脈々と受け継ぎ、不断の努力を重ねた現在のお米生産者の方々に改めて感謝です。

日頃目立たない存在かもしれませんが、お米は豊富な栄養素を含み日本人の健康に大きく関わっています。今回は違う観点で脚光を浴びましたが、お米の偉大さに改めて敬服いたしました。

(沖健史編集委員)

## 会員企業の 皆様へ！

## 法人会アンケート調査システム 新規登録にご協力ください！

全国の法人会では景況感や法人会活動などに対する会員企業の皆様のご意見を調査し、今後の活動の参考とさせていただくことを目的に、PCやスマートフォンのメール機能を利用した定期的なアンケート調査を実施しております。(2～3か月に1回のペース)

今後アンケート回答数を増加させることで結果の信頼性を高め、マスコミなどに情報提供をすることで法人会に対する対外的な認知度の向上、会活動を充実させることにつなげていければと考えておりますので、登録がお済でない方にはこの機会にぜひご検討をお願いいたします。

なお、長野県法人会連合会ではアンケート調査シス

テム新規登録者増加を目指し、抽選で県内の名産品が当たるキャンペーンも実施中です。

詳細につきましてはご案内チラシを本号付録としてお届けいたしましたのでご確認願います。



明日のいのちの為に。  
くすりの未来を切り拓く。

キッセイ薬品は世界の人々の健康に貢献する、  
創薬研究開発型企业です。

# KISSEI

キッセイ薬品工業株式会社

本社：松本市芳野19番48号



皆さん  
こんにちは♪

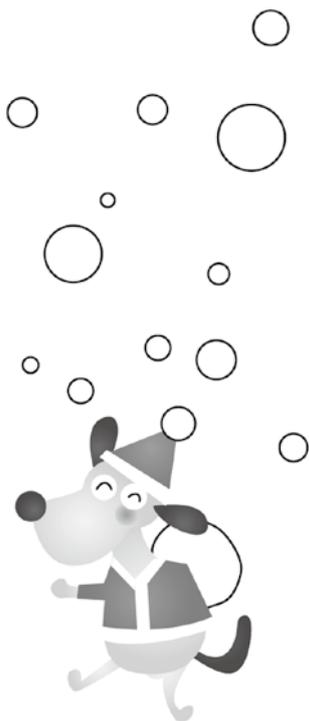
Cool.1 - carrying out original intention  
安曇野市三郷明盛  
代表 高橋 美香 氏

### 『あなたの未来を守るために』

安曇野市三郷明盛にご  
ざいます、保険代理店  
Cool.1- carrying out  
original intention (ク

ールワン・キャリングアウトオリジナルインテション)の代表を務める高橋さんは企業、個人のお客様向けの各種保険(医療・がん保険/死亡保険/介護保険/認知症保険/就業不能保険)などを取り扱う代理店を経営しています。高橋さんは、保険は“もしもの時”のため、未来を守るための備えであり、その“もしもの時”が実際に来てしまった時に、迅速かつ最大限機能させるためお客様とのコミュニケーションを重要視されています。

高橋さんはご自身の経験からこのお仕事をはじめたそうで、お客様の多くは「保険を契約すればもう安心」と思われていますが、本当に安心して日々を過ごしていただくためにも「保険の契約はゴールではなくスタートライン」という気持ちで、お客様やご家族の方々に対してフットワーク軽く、親身になって丁寧な対応を心掛けています。高橋さんの益々のご活躍を祈念いたします。  
(上兼健司編集委員)



頑張ってます!!

### 『営業として 日々奮闘』

株式会社信越ワキタ  
松本営業所  
松本市笹賀  
二木 洸太 氏

医療用機器販売業・医療機器メンテナンス業・事務用機器販売業・セキュリティ機器販売業・OA機器メンテナンス業・印刷材料販売業・印刷関連機器販売業などの幅広い事業展開をされている信越ワキタの松本営業所に勤務している若手のホープ二木洸太さんは営業として日々奮闘しております。

趣味はドライブや野外キャンプで、二木さんは何事にも行動力のある方で、基本的に天気が良ければ外出がメインで、季節ごとの違った景色を楽しむため、山や海までドライブに出かけます。どんなに遠い場所でも時間がある限り行ってしまおうそうです。また2年前に友人の誘いでキャンプにはまり、現在では自前のキャンプ道具が揃ってきたので友人を募って山に行きます。今の季節は紅葉の季節で、暑い時期も去ったため地元のキャンプ地に良く赴いています。知らないキャンプ地をめぐるときはととも心躍ります。まずは地元をもっと知っていきたいです。と熱く語ってくれました。

(沖健史編集委員)

地域社会の繁栄のために。

PROSPERITY FOR LOCAL COMMUNITIES WORLDWIDE



鍋林株式会社  
www.nabelin.co.jp

環境 ISO14001  
品質 ISO 9001  
認証取得

# 経営レポート

## 重加算税における隠蔽又は仮装の取り扱い

税理士 大塚賢治



税金を納めるうえで、過少申告していたり期限内に申告していなかったりすると過少申告加算税、無申告加算税が課される場合があります。さらにその行為が仮装隠蔽があったときは重加算税が課される場合があります。

### 1. 重加算税の取り扱い

#### (1) 過少申告加算税に該当する場合

過少申告加算税の規定に該当する場合において、納税者がその国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、その隠蔽し、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出していたときは、過少申告加算税に代え、当該基礎となるべき税額に100分の35の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算税を課する。(国税通則法第65条第1項)

#### (2) 無申告加算税に該当する場合

無申告加算税の規定に該当する場合において、納税者がその国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、その隠蔽し、又は仮装したところに基づき法定申告期限までに納税申告書を提出せず、又は法定申告期限後に納税申告書を提出していたときは、無申告加算税に代え、当該基礎となるべき税額に100分の40の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算税を課する。(国税通則法第66条第1項)

### 2. 「隠蔽又は仮装に該当する場合」とは

上記1又は2に規定する「国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し」とは、例えば次に掲げるような事実がある場合をいう。

- (1) いわゆる二重帳簿を作成していること
- (2) 次に掲げる事実(以下「帳簿書類の隠匿、虚偽記載等」という)があること
  - (ア) 帳簿、原始記録、証ひょう書類、貸借対照表、損益計算書、勘定科目内訳明細書、棚卸表その他決算に係る書類(以下「帳簿書類」)を、破棄又は隠匿していること。
  - (イ) 帳簿書類の改ざん(偽造及び変造を含む。以

下同じ)、帳簿書類への虚偽記載、相手方との通牒による虚偽の証ひょう書類の作成、帳簿書類の意図的な集計違算その他の方法により仮装の経理を行っていること。

- (ウ) 帳簿書類の作成又は帳簿書類への記録をせず、売上その他の収入(営業外の収入を含む)の脱ろう又は棚卸資産の除外をしていること
- (3) 特定の損金算入又は税額控除の要件とされる証明書その他の書類を改ざんし、又は虚偽の申請に基づき当該書類の交付を受けていること等

### 3. 帳簿書類の隠匿、虚偽記載等に該当しない場合

次に掲げる場合で、当該行為が相手方との通牒又は証ひょう書類等の破棄、隠匿若しくは改ざんによるもの等でないときは、帳簿書類の隠匿、虚偽記載等に該当しない。

- (1) 売上げ等の収入の計上を繰り延べている場合において、その売上げ等の収入が翌事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合は、翌連結事業年度。(2)において同じ。)の収益に計上されていることが確認されたとき。
- (2) 経費(原価に算入される費用を含む)の繰上計上をしている場合において、その経費がその翌事業年度に支出されたことが確定されたとき等

参考：国税庁 法人税の重加算税の取扱いについて(事務運営指針) 抜粋

大塚会計事務所 〒399-0014 松本市平田東 1-25-11  
TEL・FAX0263-85-7330

エネルギーと環境の  
ハーモニーを目指します。

 **サンリン株式会社**

東筑摩郡山形村下本郷4082-3 TEL.0263-97-3030代  
<http://www.sanrinkk.co.jp/>



電子申告で効率UP!

国税電子申告・納税システム

# e-Tax

「e-Tax」なら国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続きがインターネットで行えます。



## 納税には ダイレクト納付が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。 ※利用可能となるまで、オンライン提出の場合は1週間程度、書面提出の場合は1か月程度かかります。

### 所得税など個人の確定申告書を作成される方へ ～確定申告はご自宅からマイナンバーカードでe-Tax～

国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、スマートフォンやパソコンで申告書を作成することができます。

作成した申告書は、マイナンバーカードとマイナンバーカード読取対応スマートフォン（又は、ICカードリーダーライター）を準備すれば、スマートフォン（又は、自宅のパソコン）からe-Taxで提出できます。

さらに、マイナポータルと連携することで、給与情報や控除証明書等のデータが自動入力でき、申告書の作成がさらに便利になります。



作成コーナー  
はこちら



マイナポータル連携  
の詳細はこちら



e-Taxを利用して所得税及び復興特別所得税の申告をするとこんなメリットが!

添付書類の  
提出省略 (注)

還付が  
スピーディー

(注) 法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります。



法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

さらに詳しくはWEBへ  
イータックス  検索



会員企業の経営者・従業員の方々の健康を願って！  
～企業の繁栄は働く人の健康管理から～

**法人会 生活習慣病健診実施のご案内**

夏期、冬期と実施している健康診断です。充実の健診内容に、割安な費用。健診所要時間も2時間程度と、お仕事の負担にならないことなどから毎回大変ご好評をいただいております。今回は

- ①【基本コース】基本的な検査項目を網羅
- ②【ドック健診コース】基本コースに「腫瘍マーカー検査」「超音波（エコー）検査」を追加
- ③【プレミアムドックコース】ドック健診コースに「尿沈渣」「眼圧（緑内障検査）」「血液検査の血液像」「血清鉄」「シフラ（肺がん腫瘍マーカー）」を追加

上記3つのコースに加え充実のオプション検査も用意しております。いずれのコースも『全国健康保険協会（協会けんぽ）』加入事業者様につきましては協会けんぽの補助制度もご利用いただけます（こちらは35歳～74歳までの被保険者ご本人に限り、おひとり様、年に1度の補助となります）。

当記事とともに12月初旬までに封書にてお届けいたしますご案内（申込書付）をご確認いただき、お申込みいただきますようお願い申し上げます。ご不明な点は事務局までお問い合わせください。（電話：35-8080）

**日程**

- 令和7年2月3日(月)
- 2月4日(火)
- 2月5日(水)
- 2月6日(木)
- 2月7日(金)

受付時間 各日とも  
午前 8:00～午前 8:30～  
午前 9:00～午前 9:30～  
午前10:00～午前10:30～

**会場**

南松ホール（旧 林友ホール）松本市双葉 18-22

**費用** ※費用はすべて消費税込価格です。

- ①【基本コース】
  - A：通常受診 17,000円
  - C：協会けんぽ扱い 5,613円

- ②【ドック健診コース】
  - B：通常受診 27,000円
  - D：協会けんぽ扱い 14,113円
- ③【プレミアムドックコース】
  - E：通常受診 31,000円
  - F：協会けんぽ扱い 18,113円

☆その他各種オプション検査（別料金）もごございます。

- オプション① 肝炎ウイルス検査 4,000円
- オプション② アミノインデックス検査 (AICS ※がんスクリーニング検査) 23,000円
- オプション③ ロックスインデックス (LOX-index) ※脳梗塞・心筋梗塞のリスク検査 12,500円
- オプション④ 頸動脈超音波検査 6,600円
- オプション⑤ 腸内フローラ検査 16,500円
- オプション⑥ View アレルギー-39検査 13,000円
- オプション⑦ 甲状腺検査 4,400円
- オプション⑧ 前立腺腫瘍マーカー (PSA) ※男性 1,700円
- オプション⑨ 乳房超音波検査 1,700円
- オプション⑩ 下腹部超音波検査(子宮、卵巣)※女性 3,000円
- オプション⑪ 卵巣がんマーカー (CA125) ※女性 2,000円
- オプション⑫ 乳がんマーカー (CA15-3) ※女性 1,500円
- オプション⑬ 子宮がんマーカー (SCC) ※女性 1,600円

**申込締切** 令和6年12月25日(水)

- 備考**
- (1) 検査は（一財）全日本労働福祉協会 が行います。
  - (2) 検査結果につきましては概ね3週間で通知いたします。



「消費税申告一声運動実施中」



**アフラックは、1983年より  
「法人会福利厚生制度」を  
受託しています。**

あなたの一生に寄りそう保険会社として、  
約束します。

お客様ひとりひとりが創る、自分らしく充実  
した人生。

アフラックは、そのお手伝いをする存在で  
あり続けます。



法人会がん保険制度  
法人会医療保険制度

「生きる」を創る。

**Aflac**

〈引受保険会社〉

**アフラック**

長野支社

法人会フリーダイヤル

☎0120-876-505

※今後の対応は担当の  
募集代理店が行います。

### 12月の予定

9日租税教室（山形小学校） 11日新設法人説明会、  
 県連青年部連絡協議会 12日役員会 13日女性部松本  
 児童園訪問 16日青年部12月例会 17日県連女性部  
 連絡協議会 18日決算説明会、芳川部会役員会、県連  
 事務局長会議 19日租税教室（筑北小学校）

## 決算説明会

（法人税・消費税の説明会 / 11月決算法人対象）  
 12月18日(水) 午後2時より  
 松本市駅前会館 4階「大会議室」

## 法人会全国大会『鹿児島大会』

### — 参加報告 —

10月3日、鹿児島県鹿児島市（会場：城山ホテル鹿児島）にて第40回法人会全国大会が開催されました。大会式典では令和7年度の税制改正に関する提言の報告がされると共に、各種表彰、大会宣言が行われました。



### 青年部コーナー

## 全国青年の集い『福井大会』

### — 参加報告 —

11月7日、8日の日程で全国青年の集い「福井大会」が福井県福井市と越前市（会場：福井市フェニックス・プラザ / 越前市サンドーム福井）にて開催されました。大会では全国の青年部が取り組む租税教育活動や健康経営に関するプレゼンテーションや講演会、式典が行われ、私たちのこれからの活動に大いに参考となるものでした。



### 女性部コーナー

## 女性部創立45周年記念旅行

### — 実施報告 —

皆様のご協力をおもちゃして女性部は本年創立45周年を迎えることができました。それを記念し、10月30日、31日の日程で京都方面を目的地とした記念旅行を実施しました。

大河ドラマでも話題の紫式部ゆかりの地などを巡りながら、悠久の歴史に触れ大いに学ぶとともに、部員間の親睦を一層深める旅となりました。



# 法人会 会員無料相談室サービスのご案内

今月号の付録として「法人会 会員無料相談室サービス」のご案内と相談カードをお届けしております。会員企業の皆様に万が一のトラブルが発生した際に当会顧問弁護士、社会保険労務士から適切なアドバイスが受けられます。詳しくはご案内をご確認ください。

### 【相談員】

《法律相談》 三浦 守孝 弁護士  
 （三浦法律事務所）

《労務相談》 上嶋 宏 社会保険労務士  
 （かみじま社会保険労務士事務所）

# インフォメーションコーナー

法人会では、皆様の情報交換、相互理解を深めることを目的に、毎号先着3社を無料でインフォメーションコーナーに掲載いたします。皆様の掲示板としてお使いください。(サイズ:タテ6.5×ヨコ9号)

お申込みは事務局まで TEL(0263)35-8080

## インフォメーションコーナー掲載企業募集

ご利用ください!!

- 掲載無料
- 関係企業、県内外関係機関3,900社へ発送
- フルカラー印刷
- 広告初心者の方でも簡単に掲載いただけます

CD 雑誌 Xメディアのイラスト データ デモ デジカメ写真

手書きのイラストデモ

素材を組み合わせて

一般社団法人 松本法人会

めざまし企業の 繁栄と社会への貢献

一般社団法人 松本法人会 〒390-0814 松本市本庄1-3-10 大同生命松本ビル5F ☎0263-35-8080 FAX 0263-36-0839

お申込みは……松本法人会事務局 ☎0263-35-8080

# ご利用下さい!!



法人会の会員限定

## インターネットセミナー(ネット配信) サービス セミナービデオレンタル(DVD・CD)

松本法人会の会員企業の皆様ならどなたでも無料でご利用いただけます。自己研鑽・社員教育などにご活用ください!!

パソコンでセミナーが受講できる!  
インターネット  
セミナー 毎月更新

お好みのセミナーをPCやスマホ等から選んでいただきクリックするだけ。仕事に役立つ情報やヒントが満載!

セミナーDVD  
レンタルサービス

会員無料・ネットで予約

ご希望の内容のDVDを無料でレンタル。オフィスにお届け。社内研修などにもご活用いただけます!

ご利用方法はいずれも当会ホームページから、**上記バナーをクリック**していただき、簡単な入力または登録をするだけ!

※インターネットセミナー ご利用時は  
会員ID:hj0915 パスワード:8080  
上記を入力してログインしてください。

松本法人会HP

<http://www.matsumotohojinkai.or.jp>



## 「国宝 旧開智学校が再オープン」(松本市)

耐震・防災工事で令和3年6月から長きにわたり休館していた松本市の国宝旧開智学校が11月9日に再オープンしました。間近には街のシンボル国宝松本城があり、歩いていける距離にある二つの国宝を多くの観光客の方たちも楽しめることでしょう。近々広報誌「まつもとほうじん」でも旧開智学校をご紹介する記事を掲載予定ですのでお楽しみに♪(上兼健司編集委員)



川柳コーナー

「詳しくは

QRにて」で

あきらめる

壁を見て

税の在り方

考える

父よりも

こたつが好きか

愛娘

新米

### あしがき

今年9月にロサンゼルスに行き大谷選手

手の試合を生で観戦することができましたが、大勢の日本の方々に応援に来ていました。スタジアムでたまたま隣に座った方が、ロサンゼルス在住20年以上の日本の方で、試合中に様々な話をしました。その方から「日本は今大変みたいですね」と言われました。経済のこと、年金のこと、生活、地震のことなど観戦しながら話をしました。円安もありスタジアムのビールが1杯3,000円以上などいろいろなもの価格の高さにびっくりしている中、その方に「中流意識の日本人に問題があるのだと思います。物価が高いのではなく、日本が貧乏な国になつてきているんだと思いますよ」と言われたことに大きな衝撃を受けました。この旅では野球だけではなく、様々な場面でアメリカの人々の熱気や想いを感じました。一方、私たちの暮らす日本には様々な問題が山積しています。個人ではどうしようもない問題も数多くありますが、個人人としては目の前の地域を元気にしていこうという想いと行動、そして元氣と笑顔を忘れずに生きていこうと改めて誓いました。(上兼)

(本号編集委員)

上兼健司  
沖健史



個人情報取扱いについて  
当会は、会員企業に係る「個人情報」を研修会・諸会議の開催通知、機関紙等の送付並びに福利厚生制度のご案内など、本会の事業活動のために利用し、それ以外の目的で利用することは一切ありません。  
また、お届けいただいた個人情報の開示、訂正等のお問い合わせは下記窓口までお願いいたします。  
一般社団法人松本法人会 個人情報取扱係

発行所  
一般社団法人 松本法人会  
〒390-0814  
長野県松本市本庄1丁目3番10号  
TEL(0263)35-8080  
FAX(0263)36-0839  
編集人 百瀬衛貴男  
(毎月1回1日発行)

印刷所 アサカワ印刷株式会社